

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	揖斐川町 地方税の賦課徴収に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

揖斐川町長は、地方税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

揖斐川町長

## 公表日

令和5年3月6日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課徴収に関する事務
②事務の概要	<p>・町民の生活を支える様々な施策の財源とするため、地方税法に基づき地方税を賦課徴収している。また、課税に必要な調査、及び、課税総額と明細の確定を行っている。</p> <p>・税務課で取り扱う事務に関する証明書を発行している。</p> <p>・他の行政機関からの照会に対して回答する。また、課税資料の閲覧に応じている。</p> <p>・揖斐川町は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①課税・非課税の住民に関する情報管理 ②課税根拠資料に係る個人特定及び管理 ③所得及び控除の管理 ④課税標準額及び税額の算出 ⑤各種税額の徴収方法や納期毎の期割税額、納期限及び納税管理人情報の管理 ⑥扶養関係情報の管理 ⑦各種税目の徴収に係る納税通知書、納付書(納入書)及び課税明細書等の通知書の発行 ⑧各税目の証明書等の証明書の発行 ⑨税目ごとの口座登録 ⑩滞納整理に係る個人の特定及び管理 ⑪督促状の発送 ⑫地方税法の規定する国税徴収法に基づく滞納処分 ⑬地方税法第294条第3項、第354条の2、第448条第1項に基づく他市区町村宛の通知書や税務署等の通知書の発行</p> <p>・他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を中間サーバに保存する。</p>
③システムの名称	町県民税システム、申告支援システム、国税連携システム、エルタックスシステム、固定資産税システム、軽自動車税システム、電子申告システム、納税管理人システム、収納消込システム、滞納整理システム、口座システム、宛名管理システム、中間サーバ・ソフトウェア/プラットフォーム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 町県民税ファイル 2. 固定資産税ファイル 3. 軽自動車税ファイル 4. 納税管理人ファイル 5. 収納消込ファイル 6. 滞納管理ファイル 7. 口座ファイル 8. 宛名ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第9条第1項及び別表第一の16の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</li> <li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 実施する</p> <p style="text-align: right;">2) 実施しない</p> <p style="text-align: right;">3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>・番号利用法第19条第8号及び別表第二において、第三欄(情報提供者)が「市長村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条第2号口、第2条第7号口、第8号口、第10号口、第11号口、第12号から第16号まで、第17号口、第3条第8号口、第9号口、第11号口、第12号口、第13号から第17号まで、第4条第2号口、第6条第4号、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号から第13号まで、第7条第1号イ、第2号口、第3号口、第4号イ、第5号イ、第8条第1号二、第2号二、第10条第1号口、第3号口、第4号口、第5号イ、第12条第1号口、第2号イ、第3号イ、第4号口、第6号イ、第7号、第8号口、第13条第1号イ、第2号ハ、第14条第3号ハ、第16条1号、第19条第1号カ、第2号から第6号まで、第20条第1号、第3号、第4号から7号、第9号イ、第21条第6号、第22条第1号ハ、第2号から第7号まで、第9号、第22条の3第1号、第2号、第4号イ、第5号イ、第7号から第11号まで、第22条の4第1項第2号ハ、第2項第2号二、第3項第2号二、第4項第2号二、第23条第2号、第24条第2号、第24条の2第2号口、第3号口、第8号口、第9号口、第11号から第15号まで、第24条の3第1号、第25条第1号、第2号口、第3号口、第6号、第7号イ、第11号から第16号まで、第26条の3第1号イ、第2号、第3号イ、第4号、第27条3号ハ、第28条第1号二、第2号、第3号、第6号から第10号まで、第31条第1号二、第3号、第3号の2、第5号二、第6号二、第31条の2第3号口、第4号口、第9号口、第10号口、第12号から第16号まで、第31条の3第1号、第32条第1号口、第2号口、第33条第4号、第34条第1号、第2号、第3号、第35条第3号、第36条第1号イ、第2号イ、第3号、第37条第1号イ、第3号、第38条第1号イ、第2号、第3号、第39条第3号、第40条第1号イ、第3号イ、第43条第1号イ、第2号口、第3号口、第5号口、第8号から第13号まで、第43条の3第1号、第43条の4第1号ハ、第2号、第44条第1号カ、第2号から第6号まで、第44条の2第1号、第45条第1号、第47条第1項第2号ハ、第3号ハ、第4号ハ、第5号ハ、第6号ハ、第7号ハ、第8号ハ、第9号ハ、第10号ハ、第11号ハ、第12号ハ、第13号ハ、第14号ハ、第15号ハ、第16号ハ、第18号ハ、第19号ハ、第22号ハ、第23号ハ、第2項、第49条第1号イ、第3号イ、第49条の2第1号、第51条第2号イ、第3号、第4号、第53条第1号ヘ、第2号ホ、第3号二、第4号、第5号口、第54条第1号口、第4号口、第55条第1号口、第6号イ、第7号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第58条第1号イ、第2号イ、第59条第1号、第59条の2の2第1号口、第2号から第5号まで、第6号口、第7号から第12号まで、第59号の2の3第1号、第59条の3第1号二、第2号二</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>・番号利用法第19条第8号及び別表第二において、第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(27の項)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	総務部税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部政策広報課デジタル推進室 〒501-0692 岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪133番地 電話0585-22-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部税務課 〒501-0692 岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪133番地 電話0585-22-2111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月5日	I-1-③システム名称	町県民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、電子申告システム、納税管理人システム、収納消込システム、滞納整理システム、口座システム、宛名管理システム、中間サーバ・ソフトウェア／プラットフォーム	町県民税システム、申告支援システム、国税連携システム、エルタックスシステム、固定資産税システム、軽自動車税システム、電子申告システム、納税管理人システム、収納消込システム、滞納整理システム、口座システム、宛名管理システム、中間サーバ・ソフトウェア／プラットフォーム	事後	
平成28年9月5日	I-2特定個人情報ファイル名	1. 町県民税システムファイル 2. 固定資産税システムファイル 3. 軽自動車税システムファイル 4. 納税管理人システムファイル 5. 収納消込システムファイル 6. 滞納管理システムファイル 7. 口座システムファイル 8. 宛名ファイル	1. 町県民税ファイル 2. 固定資産税ファイル 3. 軽自動車税ファイル 4. 納税管理人ファイル 5. 収納消込ファイル 6. 滞納管理ファイル 7. 口座ファイル 8. 宛名ファイル	事後	
平成28年9月5日	I-3個人番号の利用法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の16の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表第一の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	
平成28年9月5日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市長村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税の賦課徴収」に関する	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二において、第三欄(情報提供者)が「市長村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			<p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条第2号口、第2条第4号、第5号口、第6号口、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号口、第3条第4号、第5号口、第7号口、第9号、第10号、第11号、第12号、第4条第2号口、第6条第3号、第4号イ、第5号、第6号イ、第8号、第9号、第10号、第11号、第7条第1号イ、第2号イ、第10条第1号イ、第12条第3号リ、第5号、第13条第1号イ、第2号イ、第19条第1号ヲ、第2号、第3号、第4号、第5号、第20条第1号、第3号、第8号イ、第21条第6号、第22条第1号ハ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第8号、第23条第1号、第25条第1号、第2号、第3号口、第6号、第7号イ、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第28条第1号二、第2号、第3号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第31条第1号二、第3号、第5号二、第34条第1号、第2号、第35条第3号、第36条第1号イ、第2号イ、第37条第1号イ、第3号、第38条第1号イ、第2号、第3号、第40条第1号、第2号、第43条第1号イ、第2号、第3号口、第5号イ、第8号、第9号、第10号、第11号、第44条第1号ヲ、第2号、第3号、第4号、第5号、第47条第1項第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口、第10号口、第11号口、第2項、第49条第1号、第2号、第50条第2号イ、第3号イ、第4号イ、第5号イ、第51条第4号イ、第7号、第13号、第54条第1号ハ、第3号ハ、第4号ハ、第55条第1号ハ、第3号ハ、第4号ハ、第58条第1号イ、第2号イ、第59条第1号</p>	事後	
			<p>(別表第二における情報照会の根拠)          ・番号法第19条第7号及び別表第二において、第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(27の項)          ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>	事後	
平成28年9月1日	I-5-②所属長	総務部税務課長 吉田 好宏	総務部税務課長 岩間 眞二	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-4-②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号及び別表第二において、第三欄(情報提供者)が「市長村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)</p>	<p>・番号法第19条第7号及び別表第二において、第三欄(情報提供者)が「市長村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項)</p>	事後	



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		<p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条第2号口、第2条第4号、第5号口、第6号口、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号口、第3条第4号、第5号口、第7号口、第9号、第10号、第11号、第12号、第4条第2号口、第6条第3号、第4号イ、第5号、第6号イ、第8号、第9号、第10号、第11号、第7条第1号イ、第2号イ、第10条第1号イ、第12条第3号リ、第5号、第13条第1号イ、第2号イ、第19条第1号ヲ、第2号、第3号、第4号、第5号、第20条第1号、第3号、第8号イ、第21条第6号、第22条第1号ハ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第8号、第23条第1号、第25条第1号、第2号、第3号口、第6号、第7号イ、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第28条第1号ニ、第2号、第3号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第31条第1号ニ、第3号、第5号ニ、第34条第1号、第2号、第35条第3号、第36条第1号イ、第2号イ、第37条第1号イ、第3号、第38条第1号イ、第2号、第3号、第40条第1号、第2号、第43条第1号イ、第2号、第3号口、第5号イ、第8号、第9号、第10号、第11号、第44条第1号ヲ、第2号、第3号、第4号、第5号、第47条第1項第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口、第10号口、第11号口、第2項、第49条第1号、第2号、第50条第2号イ、第3号イ、第4号イ、第5号イ、第51条第4号イ、第7号、第13号、第54条第1号ハ、第3号ハ、第4号ハ、第55条第1号ハ、第3号ハ、第4号ハ、第58条第1号イ、第2号イ、第59条第1号</p>	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条第2号口、第2条第7号、第8号口、第10号口、第12号から第16号まで、第17号口、第3条第8号、第9号口、第11号口、第12号口、第13号から第17号まで、第4条第2号口、第6条第4号、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号から第13号まで、第7条第1号イ、第2号口、第3号口、第4号イ、第5号イ、第8条第1号ハ、第2号ハ、第10条第1号イ、第3号口、第5号イ、第12条第3号イ、第4号口、第7号、第13条第1号イ、第2号イ、第19条第1号カ、第2号から第6号まで、第20条第1号、第3号、第8号イ、第21条第6号、第22条第1号ハ、第2号から第7号まで、第9号、第22条の3第1号、第2号、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第9号から第13号まで、第22条の4第1項第2号ニ、第2項第2号イ、第3項第2号イ、第4項第2号イ、第23条第2号、第24条第2号、第24条の2第2号、第3号口、第8号口、第9号口、第11号から第15号まで、第24条の3第1号、第25条第1号、第2号、第3号口、第6号、第7号イ、第11号から第16号まで、第26条の3第1号イ、第2号、第3号イ、第4号、第28条第1号、第2号、第3号、第6号から第10号まで、第31条第1号ニ、第3号、第5号ニ、第31条の2第3号、第4号口、第9号口、第10号口、第12号から第16号まで、第31条の3第1号、第34条第1号、第2号、第3号、第35条第3号、第36条第1号イ、第2号イ、第3号、第37条第1号イ、第3号、第38条第1号イ、第2号、第3号、第39条第3号、第40条第1号イ、第3号イ、第43条第1号イ、第2号、第3号口、第5号口、第8号から第11号まで、第43条の3第1号、第43条の4第1号ハ、第2号、第44条第1号カ、第2号から第6号まで、第44条の2第1号、第45条第1号、第47条第1項第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口、第8号口、第9号口、第10号口</p>	事後	
平成31年3月19日	I-5-②所属長の役職名	総務部税務課長 岩間 真二	総務部税務課長	事後	
令和2年12月15日	I-1-② 事務の概要	⑬地方税法第294条第3項、第354条の2、第450条第1項に基づく他市区町村宛の通知書や税務課等の通知書の発行	⑬地方税法第294条第3項、第354条の2、第448条第1項に基づく他市区町村宛の通知書や税務課等の通知書の発行	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月15日	I - 4 - ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号及び別表第二において、第三欄(情報提供者)が「市長村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項)</p>	<p>・番号法第19条第7号及び別表第二において、第三欄(情報提供者)が「市長村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条第2号口、第2条第7号、第8号口、第10号口、第12号から第16号まで、第17号口、第3条第8号、第9号口、第11号口、第12号口、第13号から第17号まで、第4条第2号口、第6条第4号、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号から第13号まで、第7条第1号イ、第2号口、第3号口、第4号イ、第5号イ、第8条第1号ハ、第2号ハ、第10条第1号イ、第3号口、第5号イ、第12条第3号イ、第4号口、第7号、第13条第1号イ、第2号イ、第19条第1号カ、第2号から第6号まで、第20条第1号、第3号、第8号イ、第21条第6号、第22条第1号ハ、第2号から第7号まで、第9号、第22条の3第1号、第2号、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第9号から第13号まで、第22条の4第1項第2号二、第2項第2号イ、第3項第2号イ、第4項第2号イ、第23条第2号、第24条第2号、第24条の2第2号、第3号口、第8号口、第9号口、第11号から第15号まで、第24条の3第1号、第25条第1号、第2号、第3号口、第6号、第7号イ、第11号から第16号まで、第26条の3第1号イ、第2号、第3号イ、第4号、第28条第1号、第2号、第3号、第6号から第10号まで、第31条第1号二、第3号、第5号二、第31条の2第3号、第4号口、第9号口、第10号口、第12号から第16号まで、第31条の3第1号、第34条第1号、第2号、第3号、第35条第3号、第36条第1号イ、第2号イ、第3号、第37条第1号イ、第3号、第38条第1号イ、第2号、第3号、第39条第3号、第40条第1号イ、第3号イ、第43条第1号イ、第2号、第3号口、第5号口、第8号から第11号まで、第43条の3第1号、第43条の4第1号ハ、第2号、第44条第1号カ、第2号から第6号まで、第44条の2第1号、第45条第1号、第47条第1項第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第</p>	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条第2号口、第2条第7号口、第8号口、第10号口、第11号口、第12号から第16号まで、第17号口、第3条第8号口、第9号口、第11号口、第12号口、第13号から第17号まで、第4条第2号口、第6条第4号、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号から第13号まで、第7条第1号イ、第2号口、第3号口、第4号イ、第5号イ、第8条第1号二、第2号二、第10条第1号口、第3号口、第4号口、第5号イ、第12条第1号口、第2号イ、第3号イ、第4号口、第6号イ、第7号、第8号口、第13条第1号イ、第2号ハ、第14条第3号ハ、第16条第1号、第19条第1号カ、第2号から第6号まで、第20条第1号、第3号、第4号から7号、第9号イ、第21条第6号、第22条第1号ハ、第2号から第7号まで、第9号、第22条の3第1号、第2号、第4号イ、第5号イ、第7号から第11号まで、第22条の4第1項第2号ハ、第2項第2号二、第3項第2号二、第4項第2号二、第23条第2号、第24条第2号、第24条の2第2号口、第3号口、第8号口、第9号口、第11号から第15号まで、第24条の3第1号、第25条第1号、第2号口、第3号口、第6号、第7号イ、第11号から第16号まで、第26条の3第1号イ、第2号、第3号イ、第4号、第27条第3号ハ、第28条第1号二、第2号、第3号、第6号から第10号まで、第31条第1号二、第3号、第3号の2、第5号二、第6号二、第31条の2第3号口、第4号口、第9号口、第10号口、第12号から第16号まで、第31条の3第1号、第32条第1号口、第2号口、第33条第4号、第34条第1号、第2号、第3号、第35条第3号、第36条第1号イ、第2号イ、第3号、第37条第1号イ、第3号、第38条第1号イ、第2号、第3号、第39条第3号、第40条第1号イ、第3号イ、第43条第1号イ、第2号口、第3号口、第5号口、第8</p>	事後	
令和2年12月15日	I-7 請求先	総務部総務課	総務部総務防災課	事後	
令和3年8月13日	I-3-法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表第一の16の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第9条第1項及び別表第一の16の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月13日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和3年8月13日	I-4-②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二において、第三欄(情報提供者)が「市長村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号利用法第19条第8号及び別表第二において、第三欄(情報提供者)が「市長村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、30、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)	事後	
令和3年8月13日	I-4-②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二において、第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(27の項)	(別表第二における情報照会の根拠) ・番号利用法第19条第8号及び別表第二において、第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(27の項)	事後	
令和3年8月13日	I-7-請求先	総務部総務防災課	総務部総務課	事後	
令和5年3月6日	I-3-法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第9条第1項及び別表第一の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第9条第1項及び別表第一の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条	事前	
令和5年3月6日	I-7-請求先	総務部総務課	総務部政策広報課デジタル推進室	事後	